

つくばみらい市

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画（案）

本計画においては、心のバリアフリーを推進するために、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

○障害 → 障がい

○障害者 → 障がいのある人、あるいは障がい者（身体・知的・精神の3障がいを総称するときに使う）とします。（文章のつながりの中で使い分けます）

○身体障害者 → 身体障がい者（3障がいの中で特定するときに使う）

○知的障害者 → 知的障がい者（3障がいの中で特定するときに使う）

○精神障害者 → 精神障がい者（3障がいの中で特定するときに使う）

目 次

I	計画策定の考え方	1
1	計画の主旨	1
2	計画の基本的な考え方	2
3	計画の期間	2
II	障がいのある人を取り巻く状況	3
1	人口推移	3
2	障がいのある人の状況	4
3	難病の状況	10
4	障害支援区分別の認定者数	11
III	第5期障がい福祉計画	12
1	成果目標	12
2	自立支援給付の見込み量と確保方策	15
3	地域生活支援事業の見込み量と確保方策	25
IV	第1期障がい児福祉計画	34
1	成果目標	34
2	障がい児支援に係る給付の見込み量と確保方策	36
V	計画の推進	38
1	計画の推進体制	38
2	計画達成状況の点検・評価	39

I 計画策定の考え方

1 計画の主旨

本市においては、平成 19 年度から平成 20 年度までを第 1 期，平成 21 年度から平成 23 年度までを第 2 期，平成 24 年度から平成 26 年度までを第 3 期，平成 27 年度から平成 29 年度を第 4 期として障がい福祉計画を策定し，障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援する施策を計画的に推進してきました。

平成 27 年の障がい福祉計画策定後，平成 28 年には，以下の法制定・改正が行われ，障がい児・者の地域生活における一層の支援が進められています。

- ・障害者差別解消法制定（障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止，合理的配慮の提供等）
- ・障害者雇用促進法改正（雇用分野における障がいを理由とした差別の禁止，精神障がい者の雇用促進等）
- ・障害者総合支援法改正（医療的ケア児の支援等）
- ・発達障害者支援法改正（発達障害者支援地域協議会の設置，発達障害者支援センター等による支援等）

第 5 期障がい福祉計画は，このような法改正等を踏まえ，第 4 期障がい福祉計画の進捗状況や，各年度における障害福祉サービス等の実績をもとに，平成 32 年度を最終目標年次とした障がい福祉等の具体的な数値目標や，各年度における見込み量及び見込み量確保のための方策等を定め，本市における障がい者施策の一層の充実を図るものです。

また，障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により障がい児福祉計画の策定が義務付けられたことから，第 5 期障がい福祉計画は国の基本指針に基づき，第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画として策定するものです。

2 計画の基本的な考え方

国が示す第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の基本指針では、以下を基本的理念としています。

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活移行，地域生活の継続の支援，就労支援等，課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

本計画は、既存の市の計画，これらの法改正及び国の基本指針を踏まえ，法に定める必要なサービスについて目標及び見込みとその確保方策を定めるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度の3か年とします。

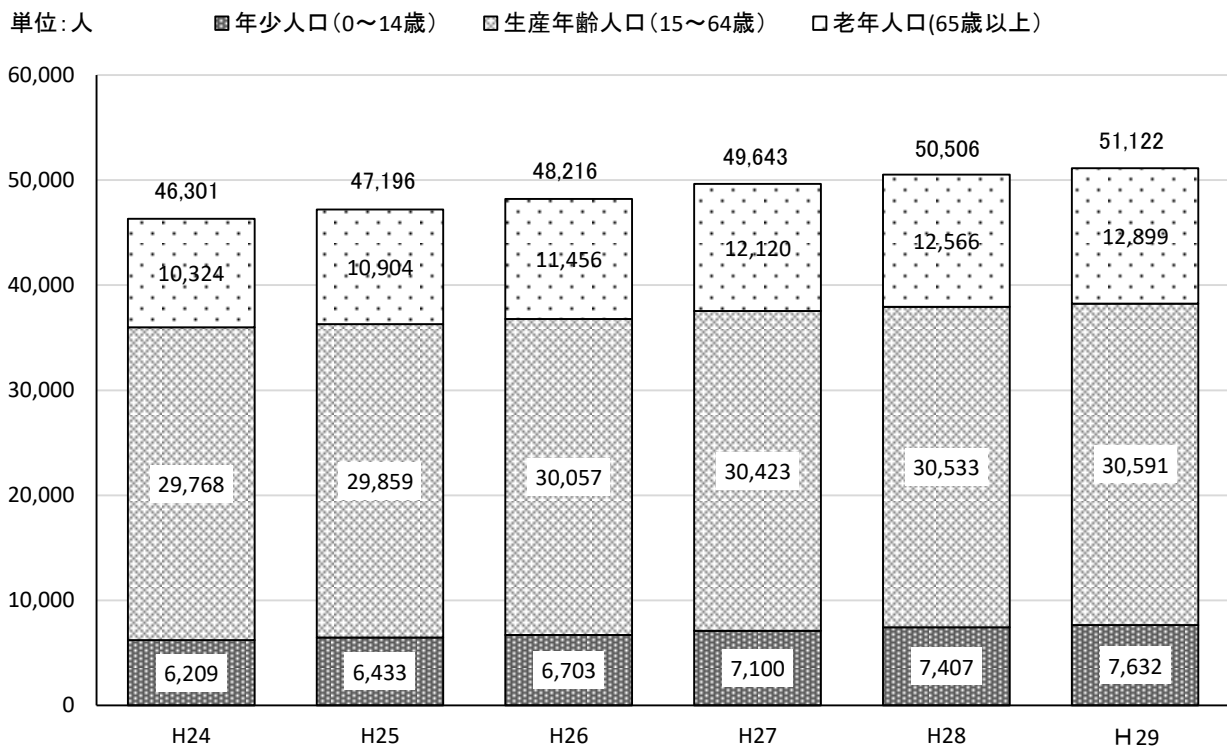
II 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口推移

本市の総人口は、平成 29 年 4 月 1 日現在、51,122 人であり、平成 24 年から 4,821 人（10.4%）増加しています。

年齢別で平成 24 年と平成 29 年を比較すると、老年人口は 22.3%から 25.2%と 2.9 ポイント増加、年少人口は 13.4%から 14.9%と 1.5 ポイント増加しており、高齢化が進行する一方、年少人口の増加は、つくばエクスプレス沿線の開発による子育て世代の転入によると考えられます。

図表 市の人口推移



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

図表 年齢別推移

（上段：人 下段：%）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総人口	46,301	47,196	48,216	49,643	50,506	51,122
年少人口 (0～14歳)	6,209 13.4	6,433 13.6	6,703 13.9	7,100 14.3	7,407 14.7	7,632 14.9
生産年齢人口 (15～64歳)	29,768 64.3	29,859 63.3	30,057 62.3	30,423 61.3	30,533 60.4	30,591 59.9
老年人口 (65歳以上)	10,324 22.3	10,904 23.1	11,456 23.8	12,120 24.4	12,566 24.9	12,899 25.2

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

2 障がいのある人の状況

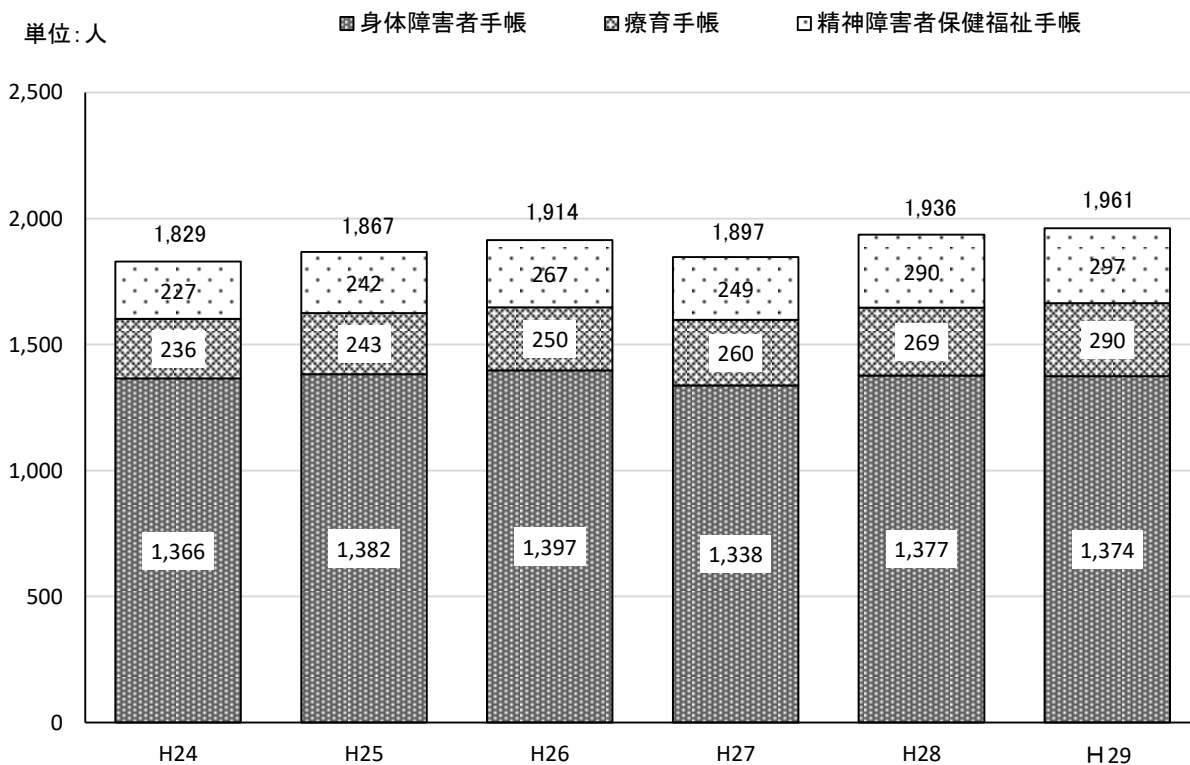
(1) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は、平成 29 年 4 月 1 日現在 1,961 人であり、総人口の 3.8%を占め、平成 24 年の 1,829 人から 132 人（7.2%）増加しています。

障害者手帳所持者は、身体障害者手帳保持者（以下「身体障がい者」）が 70%を占め、毎年 1,400 人弱で推移しています。

一方、療育手帳保持者（以下知的障がい者）と精神障害者保健福祉手帳保持者（以下「精神障がい者」）は増加傾向にあり、知的障がい者は平成 24 年の 236 人から平成 29 年には 290 人と 1.2 倍、精神障がい者は平成 24 年の 227 人から平成 29 年には 297 人と 1.3 倍に増加しています。

図表 障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

図表 総人口に対する障害者手帳所持者の割合

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総人口(人)	44,889	45,611	46,301	47,196	48,216	49,643	50,506	51,122
手帳所持者数(人)	1,696	1,823	1,829	1,867	1,914	1,897	1,936	1,961
総人口に対する割合(%)	3.8	4.0	4.0	4.0	4.0	3.8	3.8	3.8

資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

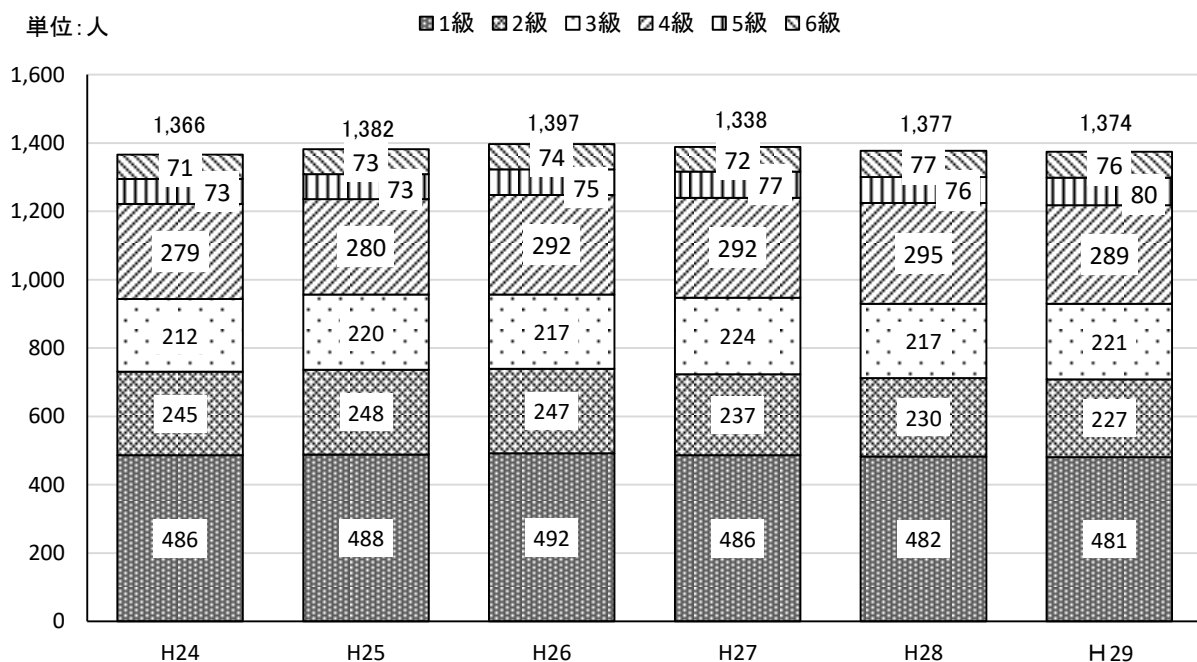
(2) 身体障がい者の状況

身体障がい者は、平成 29 年 4 月 1 日現在 1,374 人で、平成 24 年の 1,366 人から平成 26 年 1,397 人までは微増していますが、その後は若干減少傾向にあります。

平成 29 年の等級別では、1 級が特に多く全体の 35%を占め、年齢別では、障がい児は重度の割合が高く 50%を占めています。

障がい部位別では、各年とも肢体不自由が最も多く過半数を占め毎年 800 人弱で推移しています。内部障がいは平成 24 年の 401 人から平成 29 年には 448 人と 47 人 (11.7%) 増加しています。

図表 身体障がい者の等級別推移



資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

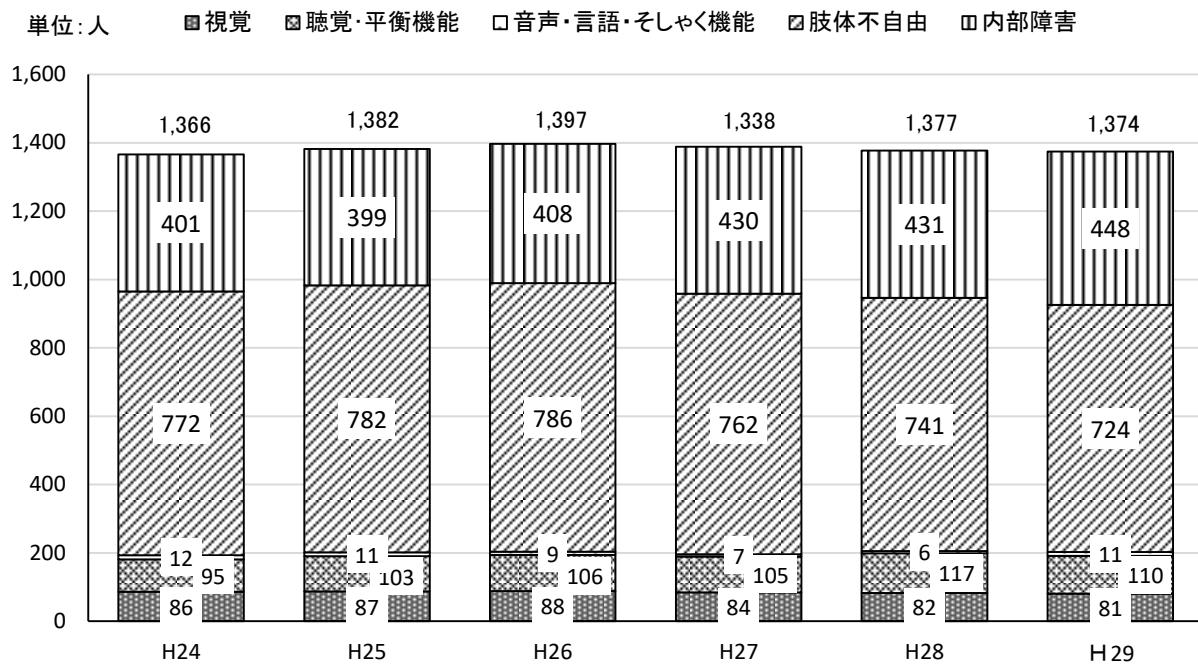
図表 身体障がい者の年齢別構成の内訳

(上段:人 下段:%)

項目	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
全体	481	227	221	289	80	76	1,374
	35.0	16.5	16.1	21.0	5.8	5.5	100.0
障がい児 (18歳未満)	15	4	9	2	0	0	30
	50.0	13.3	30.0	6.7	0.0	0.0	100.0
障がい者 (18~64歳)	125	70	51	55	17	22	340
	36.8	20.6	15.0	16.2	5.0	6.5	100.0
障がい者 (65歳以上)	341	153	161	232	63	54	1,004
	34.0	15.2	16.0	23.1	6.3	5.4	100.0

資料：社会福祉課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

図表 身体障がい者の障がい部位別推移

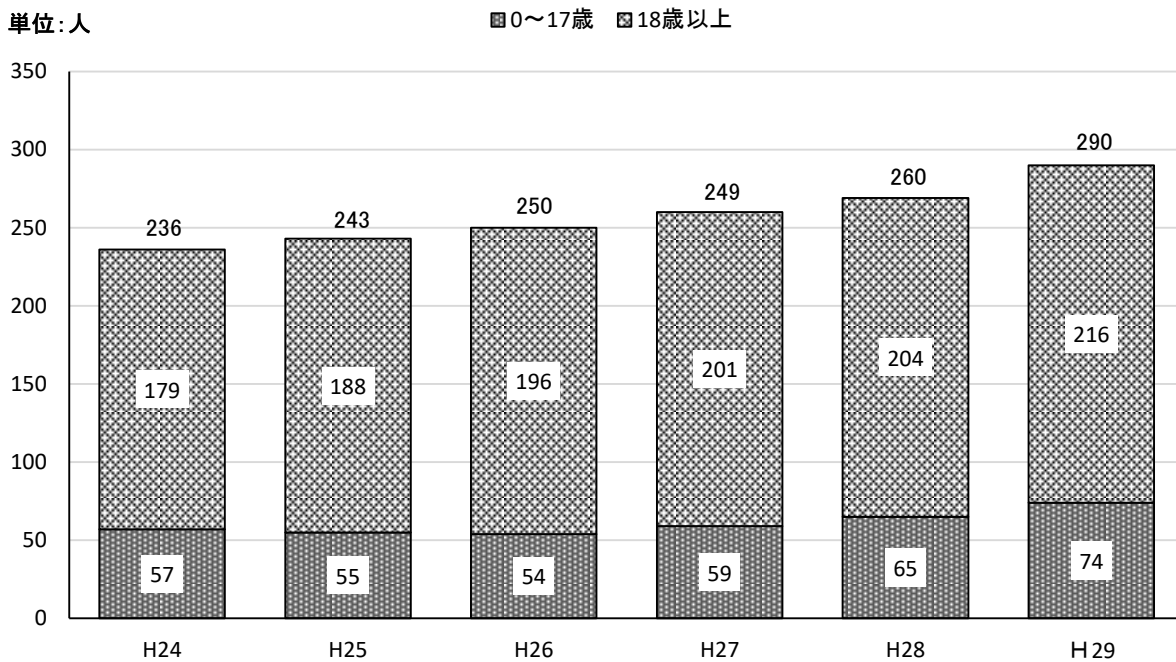


資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(3) 知的障がい者の状況

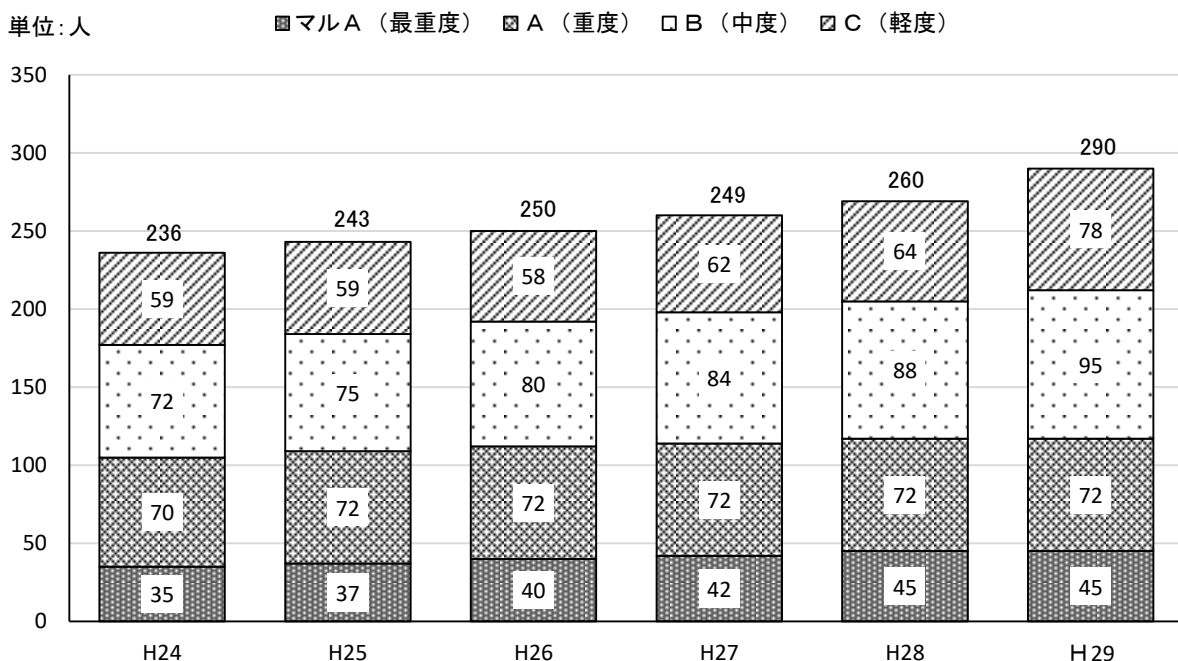
知的障がい者は、平成 29 年 4 月 1 日現在 290 人であり、平成 24 年 236 人から 54 人（22.9%）増加しています。年齢別では、18 歳以上は平成 24 年の 179 人から平成 29 年には 216 人と 37 人（20.7%）増加しています。0～17 歳以下は平成 24 年から平成 27 年までは 60 人弱で推移し、平成 28 年、29 年は増加し、平成 29 年は平成 24 年から 17 人（29.8%）増加しています。

図表 知的障がい者の年齢区分別推移



資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

図表 知的障がい者の判定区分別推移



資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

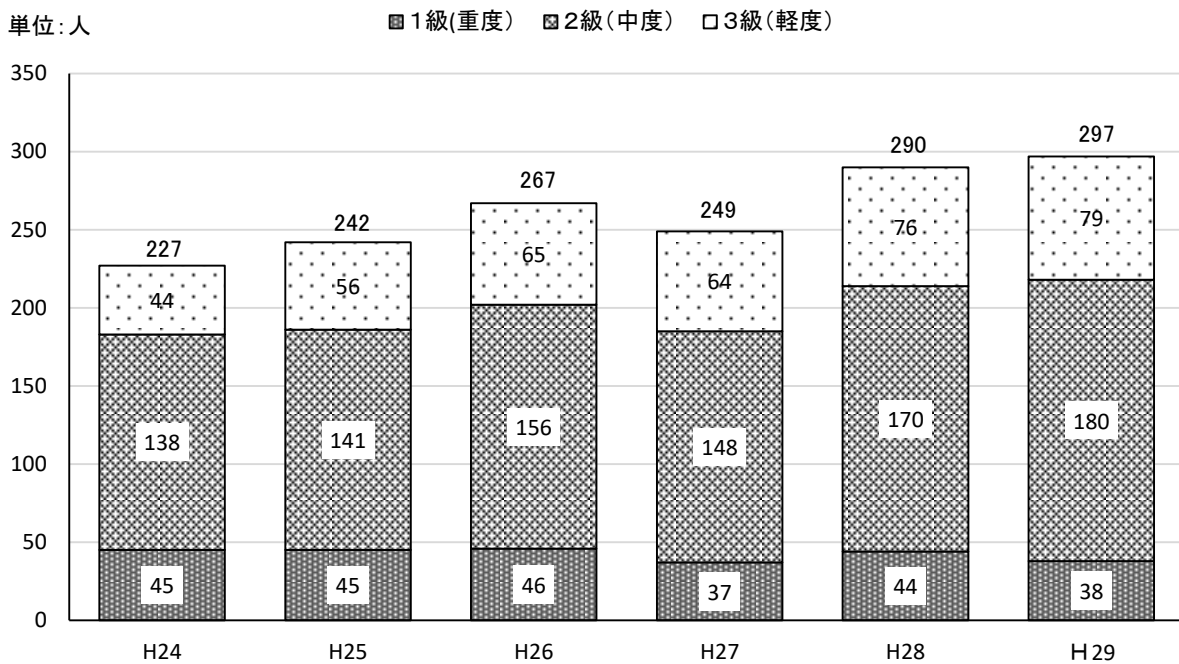
(4) 精神障がい者の状況

精神障がい者は、平成 29 年 4 月 1 日現在 297 人で、平成 24 年以降平成 27 年を除き増加傾向にあります。

等級別では、2 級が最も多く各年 60%程度を占め、平成 24 年の 138 人から平成 29 年には 180 人と 1.3 倍に増加、3 級も平成 24 年 44 人から平成 29 年には 79 人と 1.8 倍に増加しています。一方、1 級は毎年 40 人前後で推移しています。

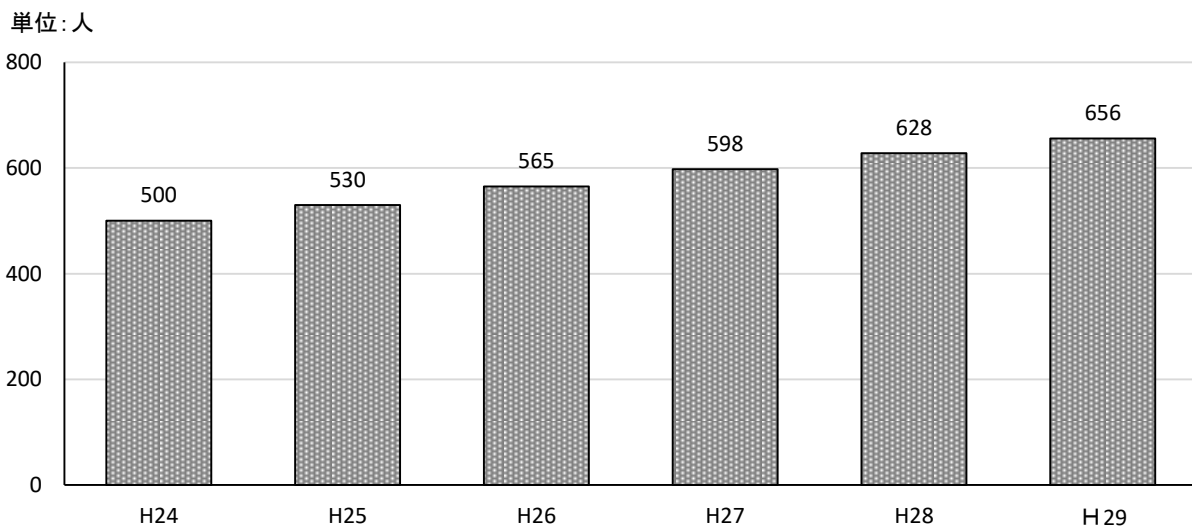
自立支援医療（精神通院）受給者も、平成 24 年 500 人から平成 29 年には 656 人と 1.3 倍に増加しています。

図表 精神障がい者の等級別推移



資料：茨城県精神保健福祉センター（各年 3 月末日現在）

図表 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：茨城県精神保健福祉センター（各年 4 月 1 日現在）

疾病分類別では、「統合失調症，統合失調症型障がい及び妄想性障がい」と「気分障がい」が特に多く，合わせて全体の70%以上を占め，「気分障がい」は平成24年の176件から平成29年には246件と1.4倍に増加しています。

図表 自立支援医療(精神通院)受給者の疾病分類別状況 (上段:人 下段:%)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全 体	500	530	565	598	628	656
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
症状性を含む気質精神障がい	15	15	19	22	25	29
	3.0	2.8	3.4	3.7	4.0	4.4
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	13	13	11	14	12	11
	2.6	2.5	1.9	2.3	1.9	1.7
統合失調症，統合失調症型障がい及び妄想性障がい	208	207	208	220	228	220
	41.6	39.1	36.8	36.8	36.3	33.5
気分障がい	176	193	208	212	229	246
	35.2	36.4	36.8	35.5	36.5	37.5
神経症性障がい，ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	45	53	66	69	71	73
	9.0	10.0	11.7	11.5	11.3	11.1
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	0	1	1	4	5	4
	0.0	0.2	0.2	0.7	0.8	0.6
成人の人格及び行動の障がい	6	7	4	2	2	1
	1.2	1.3	0.7	0.3	0.3	0.2
精神遅滞	5	6	9	9	10	12
	1.0	1.1	1.6	1.5	1.6	1.8
心理的発達の障がい	5	6	7	8	10	15
	1.0	1.1	1.2	1.3	1.6	2.3
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい	2	1	4	4	5	12
	0.4	0.2	0.7	0.7	0.8	1.8
てんかん	25	27	28	34	31	33
	5.0	5.1	5.0	5.7	4.9	5.0
その他の精神障がい	0	1	0	0	0	0
	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0

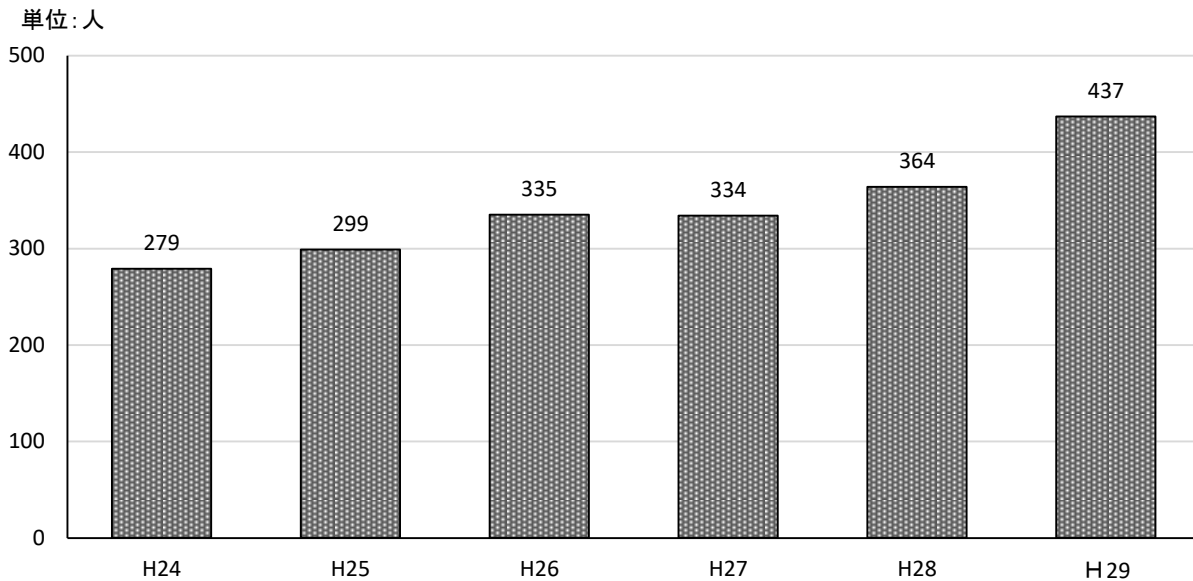
資料：茨城県精神保健福祉センター（各年4月1日現在）

3 難病の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の一般特定疾患医療受給者証所持者数は 437 人であり、平成 24 年の 279 人から 1.6 倍に増加しています。

平成 28 年以降急増しているのは、平成 27 年に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、指定難病が 56 疾患から 110 疾患に拡大したことによると考えられます。指定難病はその後も拡大し、平成 29 年 4 月 1 日現在 330 疾患となっています。

図表 一般特定疾患医療受給者証所持者数の推移



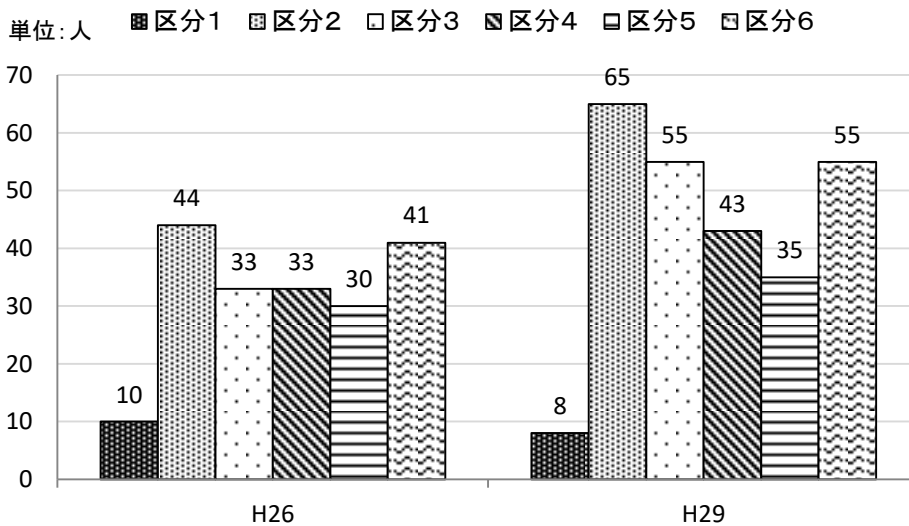
資料：茨城県保健予防課（各年 4 月 1 日現在）

4 障害支援区分別の認定者数

障害支援区分別認定者数は、平成 29 年現在 261 人で、平成 26 年の 191 人からほぼ 1.4 倍となっており、区分別では区分 2 が 65 人で最も多く、次いで区分 3、6 が 55 人となっています。

平成 26 年と 29 年の比較では、区分 1 を除いていずれの区分も増加していますが、区分 2 は 44 人から 65 人（21 人増）、区分 3 は 33 人から 55 人（22 人増）と、特に多くなっています。

図表 障害支援区分別認定者数



図表 内訳と推移

		身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者		身体+知的		身体+精神		知的+精神		総数	
		H26→H29	H26→H29	H26→H29	H26→H29	H26→H29	H26→H29	H26→H29	H26→H29	H26→H29	H26→H29	H26→H29	H26→H29	H26→H29	
↑ 軽 度 重 度 ↓	区分1	1	3	4	5	5	0	0	0	0	0	0	10	8	
	区分2	6	10	9	11	27	44	1	0	1	0	0	44	65	
	区分3	9	10	13	16	9	25	1	2	0	1	1	33	55	
	区分4	5	8	22	23	4	8	1	2	0	0	1	33	43	
	区分5	7	9	21	24	0	1	1	0	0	0	1	30	35	
	区分6	14	22	9	18	10	2	7	11	0	0	1	41	55	
合計		42	62	78	97	55	80	11	15	1	1	4	6	191	261

Ⅲ 第5期障がい福祉計画

1 成果目標

第4期障がい福祉計画の実績及び国の基本指針を踏まえ、次に掲げる事項について、成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、施設入所者の地域生活への移行は、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行することを基本としています。また、施設入所者数の削減目標として、平成28年度末の施設入所者数を平成32年度までに2%以上削減することを基本としています。

本市においては、平成27から28年度において施設から地域生活へ移行した人は3人ですが、それ以上に新規入所が5人となり、入所者数は増加している状況です。

目標の達成に向けて、施設入所者に対する定期的な障害支援区分の認定調査の際に、施設入所者の地域生活への移行の可能性について施設等と協議を行います。

また、施設入所者の地域移行を進めるため、グループホーム等の居所確保と実情把握に努め、相談支援事業所等や各種サービス提供事業所と連携を図りながら、支援体制の整備を推進します。障害福祉サービス等の社会資源の一層の充実を図り、新たなサービスとして追加される自立生活支援を活用するなど、地域移行後の生活支援に努めます。

◇目標の設定にあたって

平成28年度末施設入所者数=59人

ただし、目標値は継続入所者(※)の3人を除いて設定するものとする。

※継続入所者

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害者施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所している者

▼本市の目標

項目	数値	考え方
① 地域生活移行者数 【平成32年度末の目標値】	6人	平成28年度末の施設入所者(59人)のうち、共同生活援助(グループホーム)や一般住宅等へ移行する見込者数。 56人(継続入所者除く)×9%
② 施設入所者数の削減 【平成32年度末の目標値】	2人	平成28年度末の施設入所者(59人)の2%にあたる人数。 56人(継続入所者除く)×2%

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、また平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。

本市においては、障がい者支援協議会において、専門部会を設け協議の場とすることを検討します。

▼本市の目標

項 目	考え方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 【平成 32 年度末の目標】	国の基本指針に基づき、障がい者支援協議会において、専門部会を設け協議の場とします。

(3) 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点とは、障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等とされ、グループホーム又は障害者支援施設に地域生活支援の機能を集約し付加した拠点、またはそれらを地域における複数の機関が分担して機能を担う体制とされています。国の基本指針では、地域生活支援拠点等の整備について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを目標の基本としています。

本市においては、本市に立地するグループホームや障害者支援施設との連携により地域生活支援拠点の整備を検討することが重要です。そのため、本市における整備の可能性を検討するとともに圏域での整備を含め、障がい者支援協議会等において、地域生活支援拠点の整備方針等、具体的な方向性について検討します。

▼本市の目標

項 目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備 【平成 32 年度末の目標】	1 か所	国の基本指針に基づき、市または圏域において、1 か所整備することを検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本としています。また、就労移行支援事業の利用者数は、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指し、事業所ごとの就労移行率は、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すとされています。さらに、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本としています。

本市においては、平成27年度に2人、平成28年度に3人の移行実績があり、平成28年度の就労移行支援事業利用者数は26人となっています。

平成30年度からは精神障がい者も法定雇用率の算定に組み込まれることから、今後一層の強化を図ることにより、国の基本指針に基づき平成32年度の目標値を

- ①福祉就労から一般就労への移行者を5人（平成28年度実績の1.5倍）
- ②就労移行支援事業の利用者数を32人（平成28年度実績の2割増）
- ③就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

とします。また、就労後の定着率は、障害者就業・生活支援センターや就労移行事業所との連携や支援を強化し、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とします。

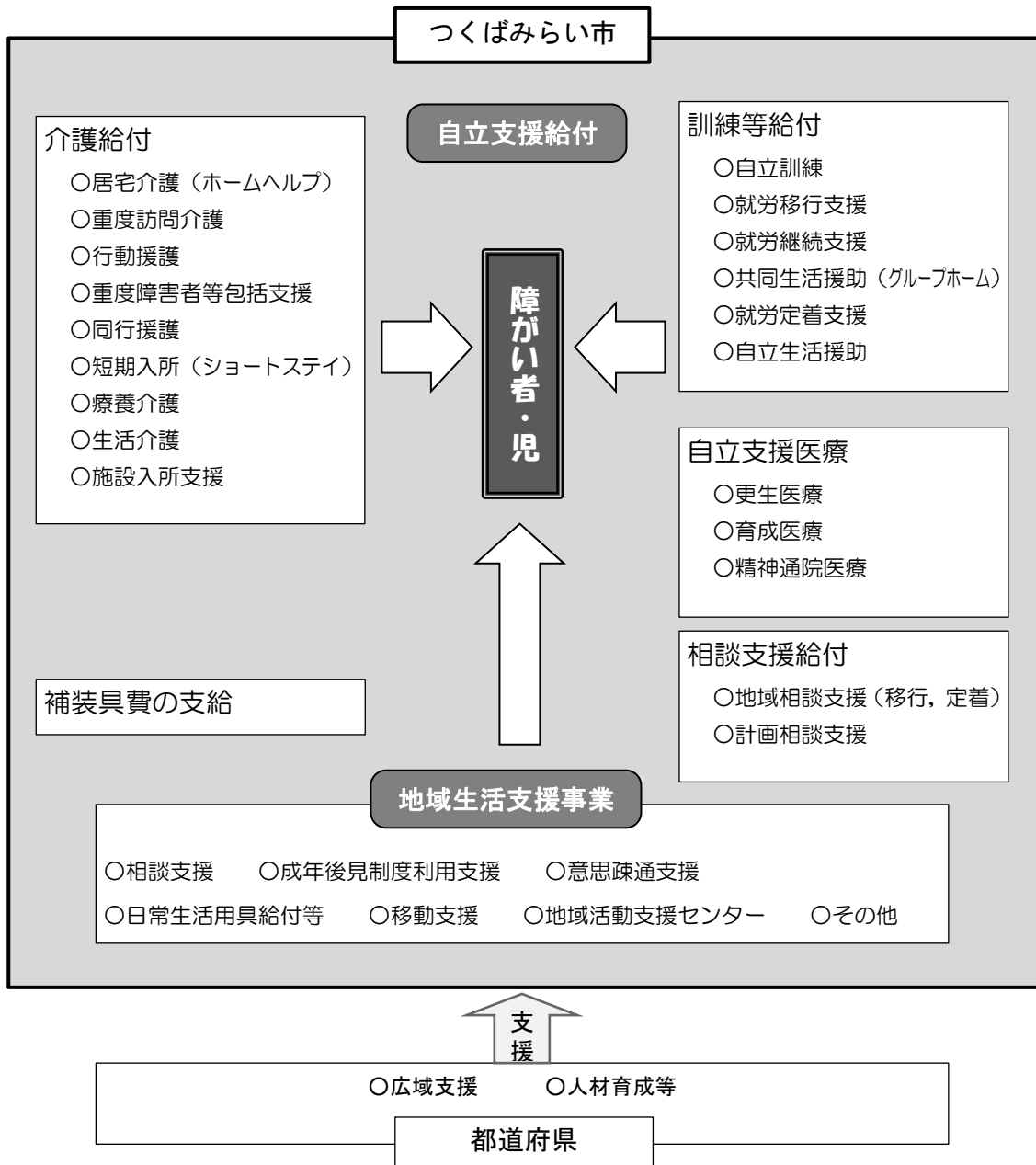
▼本市の目標

項目	数値	考え方
一般就労移行者数 【平成32年度末の目標値】	5人	国の基本指針に基づき平成28年度実績3人の1.5倍とします。
就労移行支援事業利用者数 【平成32年度末の目標値】	32人	国の基本指針に基づき平成28年度実績26人の2割増とします。
就労移行率が3割以上の就労支援事業所数 【平成32年度末の目標値】	1か所	国の基本指針に基づき、市内の就労移行支援事業所数（2か所）の5割以上とします。

2 自立支援給付の見込み量と確保方策

平成 32 年度の目標値の実現に向けて、障害福祉サービスの見込量は利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案し、平成 30 年度から平成 32 年度までの年度ごとに見込み量を設定して、その確保に努めます。

■障害福祉サービス体系図



●訪問系サービス

見込みより利用が少ない状況です。事業者意見交換会では、居宅介護事業者からヘルパー等の人材不足の状況が意見として出されており、また視覚障がい者団体のヒアリングでは、同行援護の計画を立てたが、事業所の人材がおらず断られたケースが報告されました。訪問系サービスについては、事業所の人材確保への支援の検討が必要です。

▼サービスの内容

サービス名	内容
①居宅介護 (ホームヘルプ)	障がいのある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護，洗濯・掃除等の家事援助を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人の自宅において，入浴・排せつ・食事の介護，外出時における移動介護などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護，排せつ・食事等の介護，その他外出する際に必要となる援助を行います。
④行動援護	知的障がいや精神障がいによって，行動上著しく困難のある人で，常に介護を必要とする人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために，必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
⑤重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする重度の障がいのある人に，必要な障害福祉サービス（居宅介護，重度訪問介護，行動援護，短期入所，生活介護，共同生活介護等）を包括的に提供します。

▼見込み量

サービス種別		単位	上段：見込み量 下段：実績					
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
訪問系	①居宅介護	延利用時間数 (実利用者数)	530	583	641	436	459	483
			(50)	(61)	(73)	(51)	(54)	(56)
	②重度訪問介護		410	402	344			
			(43)	(48)	(44)			
	③同行援護		78	86	94	372	372	372
			(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)
	④行動援護		22	0	0			
			(1)	(0)	(0)			
	⑤重度障害者等包括支援		47	52	57	15	15	15
			(5)	(6)	(7)	(4)	(4)	(4)
	①居宅介護		24	9	6			
			(8)	(1)	(2)			
	②重度訪問介護		25	27	30	18	18	18
			(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(2)
③同行援護	17	8	10					
	(1)	(1)	(2)					
④行動援護	0	0	0	0	0	0		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
⑤重度障害者等包括支援	0	0	0					
	(0)	(0)	(0)					

※数値は1か月あたり。H29実績は9月末までの数値

▼実績評価及び見込み量の算出根拠

実績評価及び見込み量の算出根拠
<p>①居宅介護</p> <p>障がいのある人が地域生活を送るうえで基本となるサービスです。平成 27 年度以降、利用者は増加傾向にあり、今後も利用の増加が見込まれます。平成 27～29 年度の増加状況及び一人あたりの利用時間の実績を考慮し算出しました。</p>
<p>②重度訪問介護</p> <p>近隣に対応事業所がほとんどなく、平成 27 年度以降の利用者は極めて少ない（1 人／年）状況です。見込み量は 1 人とし、本事業は、長時間ヘルパーを使う事を想定して作られた制度ですので、他市の利用状況を参考にして、一人あたりの利用時間は月 12 時間×31 日として算出しました。</p>
<p>③同行援護</p> <p>平成 27 年度以降、利用者数は各年度の増減が著しい状況ですが、利用はあまり多くありません。今後も大きな需要は見込まれないことが予想されます。年平均利用者数及び一人あたりの利用時間の実績を考慮し算出しました。</p>
<p>④行動援護</p> <p>平成 27 年度以降、利用者数は各年度 1～2 人となっています。今後も大きな需要は見込まれないことが予想されます。年平均利用者数及び一人あたりの利用時間の実績を考慮し算出しました。</p>
<p>⑤重度障害者等包括支援</p> <p>これまで利用者がおらず、県内に対応事業所もないことから今後も利用がないと見込みました。</p>

▼見込み量確保のための方策

見込み量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none">・利用者のニーズの動向を注視し、事業所との一層の連携を深めながら、サービス提供の充実に努めます。・障がい者の増加に伴い、訪問系のサービスは需要が高くなる一方、事業所はヘルパー等の人材不足の状況があります。そのため、ヘルパー養成講座の周知、拡大等により人材育成やマンパワーの確保に努めます。・サービス提供事業者への情報提供等により、訪問系サービスの導入を促進します。

●日中活動系サービス

見込みに近い形で推移しており、生活介護や就労継続支援A型は見込みを超える状況もあります。障がい者団体ヒアリングでは、利用のための車いすの送迎車の不足、看護師の配置不足やショートステイの不足の指摘がありました。

当市では、生活介護や短期入所等のサービス事業所が十分に整備されていない状況があります。関係事業所と連携を取りながら、利用者のニーズに合った日中活動系サービスが提供できるよう、サービス提供基盤の確保を目指します。

▼サービスの内容

サービス名	内容
①生活介護	福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います(18か月以内の利用期間が設定されます)。
③自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います(原則として24か月以内(長期入所者は36か月以内)の利用期間が設定されます)。
④就労移行支援	一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います(24か月以内の利用期間が設定されます)。
⑤就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
⑥就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な人で、年齢や心身の状態などの事情から、今後も通常の事業所に就業することが難しい人に、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
⑦就労定着支援 (新たなサービス)	企業などで働く障がいのある人が、職場に定着できるように、生活リズムや体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を実施するサービスです。
⑧療養介護	医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
⑨短期入所 (ショートステイ)	障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行います。

▼見込み量

サービス種別		単位	上段：見込み量 下段：実績					
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
日中活動系	①生活介護	延利用者数 (実利用者数)	1,474	1,547	1,625	1,674	1,725	1,777
			(72)	(75)	(79)	(86)	(88)	(91)
	②自立訓練（機能訓練）		1,471	1,562	1,627			
			(78)	(79)	(82)			
	③自立訓練（生活訓練）		14	15	15	61	61	61
			(2)	(2)	(2)	(6)	(6)	(6)
	④就労移行支援		30	24	37			
			(3)	(2)	(4)			
	⑤就労継続支援 A 型		103	108	113	92	92	92
			(6)	(6)	(7)	(7)	(7)	(7)
	⑥就労継続支援 B 型		76	66	69			
			(6)	(5)	(4)			
	⑦就労定着支援 (新たなサービス)		363	381	400	414	451	489
			(19)	(21)	(23)	(24)	(26)	(29)
	⑧療養介護		256	328	329			
			(14)	(20)	(19)			
	⑨短期入所 (ショートステイ)		223	245	270	454	548	642
			(11)	(12)	(13)	(24)	(29)	(34)
⑩療養介護	219	301	311					
	(12)	(16)	(16)					
⑪短期入所 (ショートステイ)	1,079	1,187	1,306	1,347	1,438	1,529		
	(73)	(80)	(88)	(86)	(92)	(97)		
⑫短期入所 (ショートステイ)	1,098	1,080	1,202					
	(70)	(69)	(76)					
⑬短期入所 (ショートステイ)	-	-	-	24	26	28		
				(12)	(13)	(14)		
⑭短期入所 (ショートステイ)	-	-	-					
⑮短期入所 (ショートステイ)	61	61	61	61	61	61		
	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		
⑯短期入所 (ショートステイ)	61	61	61					
	(2)	(2)	(2)					
⑰短期入所 (ショートステイ)	70	70	70	118	130	142		
	(9)	(9)	(9)	(13)	(15)	(16)		
⑱短期入所 (ショートステイ)	79	73	110					
	(11)	(8)	(11)					

※数値は1か月あたり。H29実績は9月末までの数値

▼実績評価及び見込み量の算出根拠

実績評価及び見込み量の算出根拠
<p>①生活介護 平成 27 年度以降，利用者は増加傾向にあり，需要の高いサービスとなっています。今後も利用増加を見込んで，平成 27～29 年度の増加状況及び一人あたりの利用時間の実績を考慮し算出しました。</p>
<p>②自立訓練（機能訓練） 平成 27 年度以降，利用者数は各年度 2～4 人で推移しており利用はあまり多くありませんが，入所施設や病院から地域生活への移行を図るうえで有効なサービスであるため，徐々に増加することを見込むとともに延べ利用者数の実績を考慮し算出しました。</p>
<p>③自立訓練（生活訓練） 平成 27 年度以降，利用者数は各年度 4～6 人で推移しており利用はそれほど多くありませんが，入所施設や病院から地域生活への移行を図るうえで有効なサービスであるため，徐々に増加することを見込むとともに延べ利用者数の実績を考慮し算出しました。</p>
<p>④就労移行支援 平成 27 年度以降，利用者は増加傾向にあります。障がいのある人の一般就労への需要が高くなっており，今後も利用者の増加が見込まれることから，平成 27～29 年度の増加状況及び延べ利用者数の実績を考慮し算出しました。</p>
<p>⑤就労継続支援 A 型 平成 27 年度以降，利用者は増加傾向にあります。障がいのある人の就労意欲の向上から，今後も利用者の増加が見込まれます。平成 27～29 年度の増加状況及び延べ利用者数の実績を考慮し算出しました。</p>
<p>⑥就労継続支援 B 型 平成 27 年度以降，利用者は増加傾向にあります。障がいのある人の就労意欲の向上から，今後も利用者の増加が見込まれます。平成 27～29 年度の増加状況及び延べ利用者数の実績を考慮し算出しました。</p>
<p>⑦就労定着支援（新たなサービス） 事業所調査による事業所の実施意向を踏まえ，就労移行支援利用者数を考慮して算出しました。</p>
<p>⑧療養介護 平成 27 年度以降，利用者数は各年度 2 人となっています。利用者が限定されるサービスですので，見込み量はこれまで同様 2 人とし，延べ利用者数の実績を考慮して算出しました。</p>
<p>⑨短期入所（ショートステイ） 平成 27 年度以降，利用者数は各年度 8～11 人で推移しています。ニーズが高くなっている状況がありますので，今後の増加と延べ利用者数の実績を考慮して算出しました。</p>

▼見込み量確保のための方策

見込み量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の障がいの状態やニーズに合わせて，提供事業者の情報提供を充実するとともに，多様な事業者の参入を促進し，最適な日中活動の場の利用の促進を図ります。 ・就労移行支援や就労継続支援については，就労関係事業所，相談支援事業所，障害者就業・生活支援センター，ハローワーク等との関係機関との連携を強化し，就労機会の拡大を図ります。また，障がい者支援協議会に就労関係の専門部会を設置して就労支援を推進します。 ・就労継続事業所等については，障害者優先調達推進法に基づき，市や関係機関における物品等の購入や役務の依頼等により，受注機会の拡大を図ります。

●居住支援・施設系サービス

利用が多く、共同生活援助も施設入所支援も見込み量を実績が上回っています。共同生活援助は、事業者調査でもグループホーム整備の意向が出されており、施設入所からの移行や施設入所者数の削減のためにも、地域生活できる条件を確保していく必要があります。

▼サービスの内容

サービス名	内容
①自立生活援助 (新たなサービス)	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障がいのある人が、地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や随時の電話相談などにより、食事や掃除、洗濯に課題はないか、体調に変化はないかなどを確認し、アドバイスなどを行い、地域生活を支援するサービスです。
②共同生活援助	主に夜間において、家事等の日常生活上の支援や相談を行います。
③施設入所支援	夜間に介護が必要な人や、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援を利用することが難しい人に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

▼見込み量

サービス種別		単位	上段：見込み量 下段：実績					
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
居住系	①自立生活援助 (新たなサービス)	実利用者数	-	-	-	1	2	3
			-	-	-			
	②共同生活援助	実利用者数	37	38	39	50	52	55
			42	43	47			
	③施設入所支援	実利用者数	52	51	50	59	58	57
			57	59	59			

※H29 実績は 9 月末までの数値

▼実績評価及び見込み量の算出根拠

実績評価及び見込み量の算出根拠
①自立生活援助 (新たなサービス) 利用者数は本計画における地域生活移行者の目標 6 人を想定しました。
②共同生活援助 平成 27 年度以降、利用者は増加傾向にあります。入所施設や病院からの地域移行も含め今後も増加傾向となることを想定し、平成 27～29 年度の増加状況を考慮して算出しました。
③施設入所支援 平成 27 年度以降、利用者は微増していますが、施設入所者の地域移行促進を図ることで平成 32 年度末までに 2 人減を見込んでいます。

▼見込み量確保のための方策

見込み量確保のための方策

- 適切な住まいの支援が行われるよう、市内外のグループホーム及び入所施設の状況を把握し、障がいのある人の住まいの確保に努めます。
- 障がいのある人が充実した地域生活を送れるよう、地域の理解や協力を得られるよう啓発活動を推進します。また、グループホームの設置を希望する事業者に対して、情報提供等の協力を努めます。
- 地域生活移行者に対応した支援を推進するために、グループホームや相談支援事業者等、関係事業所と連携した支援を図ります。
- グループホームは、市内では1事業者が展開しており、事業所調査では計画期間中に開設を予定する事業所もあることから、一層の支援により確保を図ります。

●相談支援

見込みより利用が少ない状況ですが、利用者数は増加傾向にあります。相談員一人あたりが抱えているケースが多く、キャパシティを超えている場合もあり、相談支援員不足が課題となっています。事業所との意見交換会でも、計画相談支援事業所から同様の意見が出されており、相談件数に対して相談員が足りない状況があります。また、障がい者団体のヒアリングでは、高齢者福祉のケアマネージャーのような専門性のある相談員の配置を求める意見がありました。

そのため、相談支援専門員の研修など参加の促進等、多様な人材確保の支援を検討していく必要があります。

▼サービスの内容

サービス名	内容
①計画相談支援	障がいのある人がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス等利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。障害福祉サービスを利用するすべての障がいのある人が対象です。
②地域相談支援 (地域移行支援)	長期入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人が対象です。
③地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、ひとり暮らしや家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人などに対して、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。施設・病院からの退所・退院、家族との同居からひとり暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人が対象です。

▼見込み量

サービス種別		単位	上段：見込み量 下段：実績					
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
相談支援	①計画相談支援	実利用者数	258	271	285	275	300	325
			207	220	246			
	②地域移行支援		1	1	1	0	0	1
			0	0	0			
	③地域定着支援		1	1	1	0	0	1
			0	0	0			

※H29 実績は9月末までの数値

▼実績評価及び見込み量の算出根拠

実績評価及び見込み量の算出根拠
<p>①計画相談支援</p> <p>障害福祉サービスを利用する際、原則的にサービス等利用計画を策定することが必要になったことから、平成 27 年度以降、増加傾向にあります。今後も障害福祉サービスの利用増加に伴って相談支援の利用増加が見込まれることから、平成 27～29 年度の増加状況を考慮し算出しました。</p>
<p>②地域相談支援（地域移行支援）</p> <p>平成 27～29 年 9 月末現在で利用実績がなく、今後も大きな需要は見込まれないことが予想されます。今後の利用者も 3 年間で 1 人と想定しました。</p>
<p>③地域相談支援（地域定着支援）</p> <p>平成 27～29 年 9 月末現在で利用実績がなく、今後も大きな需要は見込まれないことが予想されます。今後の利用者も 3 年間で 1 人と想定しました。</p>

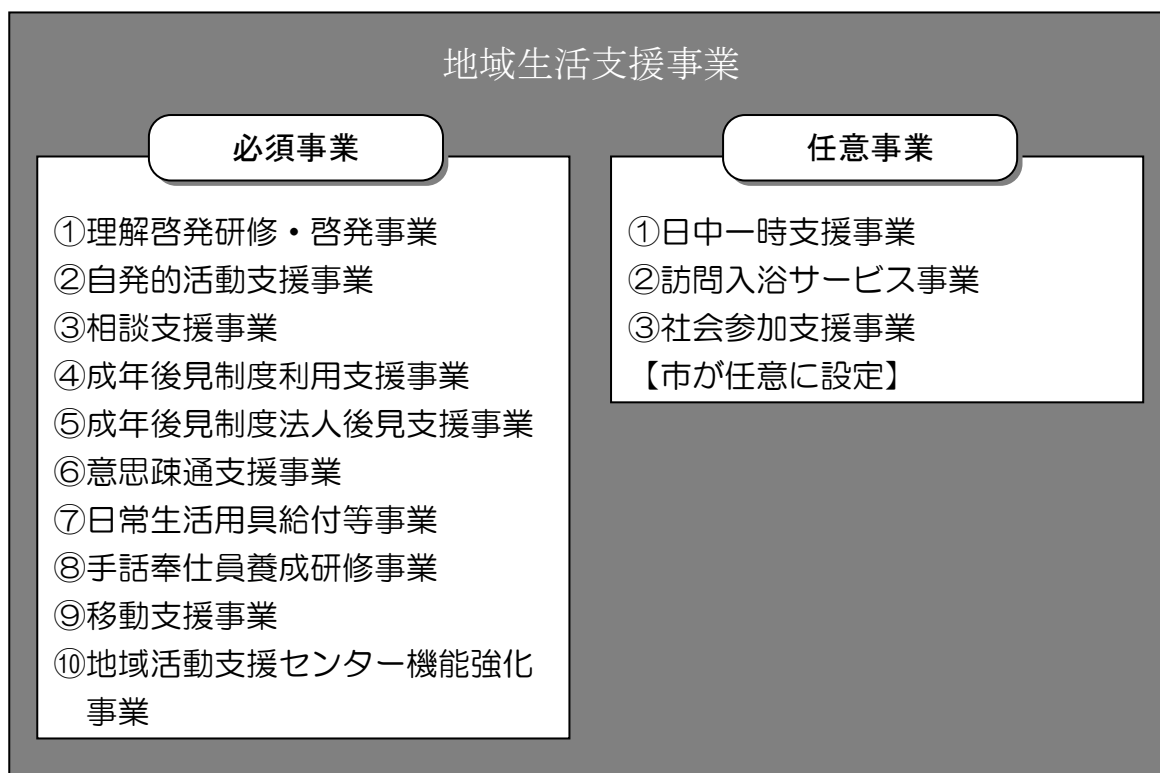
▼見込み量確保のための方策

見込み量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none">・サービス等利用計画の作成を一層促進するため、事業所への特定相談支援事業所開設の働きかけや、事業所間の情報交換等を実施し、相談支援専門員の資質向上の支援に努めます。・計画相談支援については、サービス提供のために指定相談支援事業所の確保に努めるとともに、サービス利用計画の制度周知や指定相談支援事業所の情報提供を進めます。・地域移行支援や地域定着支援の利用が適切に行えるよう、入所施設や医療機関、保健所等との連携を強化し、サービス提供事業所の確保に努めます。

3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

地域生活支援事業は、障がいのある人、障がいのある子どもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的な事業実施が可能な事業です。

市町村地域生活支援事業は、市町村が実施主体となって行うものであり、法で定められた「必須事業」と、市の現状や課題に応じて柔軟に実施する「任意事業」があります。



障がい者団体ヒアリングでは、肢体障がい児は拘縮予防や体温維持のために訪問入浴や訪問リハビリテーションの限度回数の増加、障がいのある子どもに対応する訪問看護や人工呼吸器の加湿器に使用する精製水の支給補助等の要望が出されています。

基幹相談支援センター設置等の実施が進んでいない事業については、今後の課題となっており、更なる検討が必要です。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

▼事業内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけをしていくものです。

▼見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段：見込み量 下段：実績					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
		有	有	有			

【実績評価及び見込み量確保のための方策】

- ・社会福祉協議会への委託事業として、障がいのある人やその家族の交流の場の確保や、障がいへの理解促進を図るため、障がいのある子どもの家族を対象に、料理教室や講演会等を行っています。
- ・市の取り組みとしては、広報紙に定期的に障がいコラムを掲載し、障がいに対する理解を図っています。
- ・社会福祉協議会への委託事業として一層の推進を図るほか、引き続き各種関係団体との連携、広報活動の充実に努めます。

※H29 実績は 9 月末現在

②自発的活動支援事業

▼事業内容

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人や家族をはじめ、地域住民による地域における自発的な取り組みを支援します。

▼見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段：見込み量 下段：実績					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
		有	有	有			

【実績評価及び見込み量確保のための方策】

- ・知的障がいや発達障がいのある子どもの余暇活動の支援のため、仕事や趣味の体験学習を実施し、また、遠方への外出支援を行いました。
- ・社会福祉協議会への委託事業として一層の推進を図るほか、引き続き各種関係団体との連携、広報活動の充実に努めます。

※H29 実績は 9 月末現在

③相談支援事業

▼事業内容

事業名	内容
相談支援事業	障害者相談支援事業:障がいのある人やその家族等又は介護を行っている人からの相談に応じ,必要な情報提供をするなど,権利擁護のために必要な援助を行います。
	基幹相談支援センター:地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として,総合的な相談支援にあたる基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置する等の相談支援強化が求められています。
	住宅入居等支援事業:一般の賃貸住宅への入居を希望しているが,保証人がいない等の理由で入居困難な障がいのある人に対し,入居に必要な関係機関との調整を行う等の支援をするものです。24 時間体制も視野に入れる支援であるため,実情を把握しながら実施を検討する必要があります。

▼見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段:見込み量				下段:実績	
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	2
		1	1	1			
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	検討	検討	検討	有
		—	—	—			
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	検討	検討	検討	有
		—	—	—			

【実績評価及び見込み量確保のための方策】

- ・障害者相談支援事業については,指定特定相談支援事業所1か所に委託しており,障がいのある人からの相談に対応しています。身近なところでの相談体制を確保するため,相談支援事業所等と連携し,相談窓口のネットワーク化に努めます。また,障がい者支援協議会を活用し,相談支援体制の充実に努めます。
- ・基幹相談支援センターについては,近隣市町村の動向を注視しながら,圏域での設置も含め多角的に検討していきます。また,設置した場合,障害者相談支援事業の機能の付加を検討します。
- ・住宅入居等支援事業については,施設入所者等の地域生活への移行の動向を注視しながら,事業の構築を検討していきます。

※H29 実績は 9 月末現在

④ 成年後見制度利用支援事業

▼ 事業内容

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てができない状態にある場合の市長申立てによる支援や、その必要経費又は後見人の報酬の全部又は一部を助成します。

▼ 見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段：見込み量			下段：実績		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1	1	1	2
		0	0	0			

【実績評価及び見込み量確保のための方策】

- ・利用実績はありませんでした。障がいのある人の「親なき後」のことを考え、地域包括支援センターや高齢者福祉部門等と連携し、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。

※H29 実績は 9 月末現在

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

▼ 事業内容

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

▼ 見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段：見込み量			下段：実績		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	検討	検討	有	検討	検討	有
		—	—	—			

【実績評価及び見込み量確保のための方策】

- ・事業実施に至っておりません。地域包括支援センターや高齢者福祉部門等と連携を図り、事業のニーズを見極めながら事業の構築を検討します。

※H29 実績は 9 月末現在

⑥意思疎通支援事業

▼事業内容

事業名	内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業：手話通訳者，要約筆記者を派遣する事業，点訳，代筆，代読，音声訳等による支援など行います。
	手話通訳者配置事業：手話通訳者を配置して，聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するものです。

▼見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段：見込み量			下段：実績		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
手話通訳者・要約筆記者派遣	実利用者数	3	3	3	5	5	6
		6	5	4			
手話通訳者配置	実施の有無	無	無	検討	無	無	検討
		—	—	—			

【実績評価及び見込み量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣については，派遣機関と連携し，利用者のニーズに沿ってサービスを提供できています。引き続き継続して適切なサービス提供を行います。
- 手話通訳者の配置については，ニーズを見極め，近隣市町村の動向を注視しながら，人材確保を含めた検討をします。

※H29 実績は 9 月末現在

⑦日常生活用具給付等事業

▼事業内容

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。

▼見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段：見込み量 下段：実績					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
① 介護・訓練支援用具	件／年	5	5	5	1	1	1
		1	1	0			
② 自立生活支援用具		7	7	7	6	6	6
		5	4	3			
③ 在宅療養等支援用具		5	5	5	8	8	8
		3	1	4			
④ 情報・意思疎通支援用具		7	7	7	5	5	5
		3	10	2			
⑤ 排せつ管理支援用具		670	690	710	1,000	1,000	1,000
		878	878	588			
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		2	2	2	1	1	1
		1	1	1			
【実績評価及び見込み量確保のための方策】 <ul style="list-style-type: none"> • 全体的にニーズが高く、特に排せつ管理支援用具については見込みを大きく超えた利用状況となっています。 • 今後も障がいのある人の日常生活の利便を図るため、障がいの特性に応じて、適切かつ迅速に日常生活用具を給付できるよう努めます。 							

※H29 実績は 9 月末現在

⑧手話奉仕員養成研修事業

▼事業内容

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

▼見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段：見込み量			下段：実績		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数 (登録者数)	10 (5)	0 (0)	10 (5)	25 (1)	25 (2)	25 (3)
		7 (0)	19 (0)	25 (0)			
【実績評価及び見込み量確保のための方策】 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会への委託事業として手話奉仕員養成研修を行っています。講習修了者は年々増加していますが、ボランティア等への登録までにはつながっていない状況です。 ・事業をより一層推進し、ボランティア等への登録者の増加を図れるよう事業を継続しながら、受講者の確保に努めます。 							

※H29 実績は 9 月末現在

⑨移動支援事業

▼事業内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、移動介護支援者による生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出を支援します。

▼見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段：見込み量			下段：実績		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
移動支援事業	延利用時間数 (実利用者数)	150 (6)	160 (7)	160 (7)	493 (12)	580 (14)	667 (16)
		219 (7)	295 (7)	231 (10)			
【実績評価及び見込み量確保のための方策】 <ul style="list-style-type: none"> ・新規の利用者が徐々に増加しており、一人あたりの利用時間も多くなっています。 ・ニーズが高まっている現状がありますので、その把握に努め、適切かつ幅広くサービスが提供できるよう、サービス提供基盤の整備や新規事業者の参入を促進します。 							

※H29 実績は 9 月末現在

⑩地域活動支援センター機能強化事業

▼事業内容

事業名	内容
地域活動支援センター 機能強化事業	<p>障がいのある人に、創作的活動または生産活動の場を提供し、社会との交流促進を図ることで、障がいのある人の自立した地域生活を支援する地域活動支援センターの機能を充実強化します。</p> <p>I型：II型・III型の事業及び相談支援事業に加え、専門職員による医療・福祉及び地位の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成等に取り組みます。</p> <p>II型・III型：利用者の状況に対応しながら、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活や相談支援、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などの事業を展開します。</p>

▼見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段：見込み量			下段：実績		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
I型(他市利用)	実施か所 (実利用者数)	1(9)	1(10)	1(10)	1(12)	1(12)	1(12)
		1(10)	1(10)	1(12)			
II型		1(16)	1(16)	1(17)	1(16)	1(16)	1(16)
		1(16)	1(16)	1(14)			
III型		2(58)	2(59)	2(60)	2(70)	2(70)	2(70)
		2(64)	2(50)	2(70)			

【実績評価及び見込み量確保のための方策】

- ・現在I型が1か所、II型が1か所、III型が2か所と、すべて委託事業として事業を実施しています。利用状況はおおむね見込み通りとなっており、障がいのある人の居場所として重要な役割を果たしています。
- ・委託事業者との連携を密にし、利用者が気軽に利用できるよう、活動内容の充実に努めます。また、広く情報提供を行い、障がいのある人の居場所づくりを促進します。

※H29 実績は9月末現在

(2) 任意事業

▼事業内容

事業名	内容
①日中一時支援事業	障がいのある人の家族や介護者の就労支援及び一時的な休息がとれるよう、障がいのある人の日中における活動の場を確保します。
②訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な重度の身体障がいのある人の居宅に訪問し、移動入浴車等による入浴の機会を提供し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図ります。
③社会参加支援事業	スポーツ大会の開催：障がいのある人の体力増強、交流及び余暇等に資するため、障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人がスポーツに触れる機会等を提供します。※県南地域の他市町村と合同開催 自動車運転免許・改造助成事業：自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用を一部助成します。

▼見込み量と確保のための方策

事業名	単位	上段：見込み量			下段：実績			
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	
① 日中一時支援事業	延利用回数 (実利用者数)	500 (29)	520 (30)	550 (32)	937 (24)	976 (25)	1,015 (26)	
		691 (16)	817 (24)	495 (20)				
②訪問入浴サービス事業	実利用者数	5	6	7	3	3	3	
		4	3	3				
③社会参加 支援事業	スポーツ大会の開催	回/年	1	1	1	1	1	1
			1	1	1			
	自動車運転免許・ 改造助成事業	実利用者数	1	1	1	2	2	2
			2	2	2			

【実績評価及び見込み量確保のための方策】

- ・日中一時支援事業については、利用者数は見込みよりやや下回っていますが、一人あたりの利用時間は見込みを上回っており、特に障がい児の利用が増加している状況があります。障がいのある人を抱える家族の負担軽減のため、今後も委託事業者との連携を密にした継続利用及び新規参入事業者の拡大に努め、適切なサービス確保を図ります。
- ・訪問入浴サービス事業については、見込みよりも利用がすくない状況です。障がいのある人及びその家族の負担を軽減するため、継続して安定的なサービスの提供を図ります。
- ・社会参加支援事業としては、地域障害者スポーツ大会を県南地域の他市町村と合同で開催しています。今後もスポーツ大会を継続するとともに、障がい者スポーツの周知に努めます。
- ・自動車運転免許・改造助成事業については、ほぼ見込み通りに推移しています。

※H29 実績は 9 月末現在

IV 第1期障がい児福祉計画

1 成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、「平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること」と「平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること」を基本としています。

本市では、障がいのある子どもたちの健やかな成長を目指し、発達支援事業の1つとして、保健福祉センターにおいて専門員による支援を展開してきました。また、地域の保育所等へ専門員が巡回し、保育士、教諭等へ対象児の適切な対応や配慮について専門的知識を提供し、障がい児を受け入れている保育所等への援護に努めてきました。近年の人口増加に伴い、子どもも増加傾向が見られることから、今後も支援体制を充実していく必要があります。一方、本市には児童発達支援センターが設置されておらず、今後の大きな課題となっています。

保育所等から小学校、中学校への個々の成長とともに切れ目のない支援が行えるよう、市と児童発達支援関連事業所等との協議を進め、圏域を含めた児童発達支援センターの設置を検討します。

保育所等の訪問支援については、現状、臨床心理士が保育所等を巡回し、保育士及び教諭等が発達の気になる子どもたちに適正指導を行えるよう、相談や指導方法について助言する体制がありますので、その体制を活用しつつ、児童発達支援事業所等関連事業所との協議により、訪問支援の体制充実を検討します。

▼本市の目標

項目	数値	考え方
①児童発達支援センターの設置 【平成32年度末の目標】	1カ所	児童発達支援や障害児相談支援に関わる事業所等と協議し、圏域を含めた設置の検討をします。
②保育所等訪問支援を利用できる体制 【平成32年度末の目標】		児童発達支援事業所等関連事業所等と協議し、訪問支援の体制充実を検討します。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、「平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること」を基本としています。本市には、児童発達支援事業所が1カ所、放課後等デイサービス事業所が3カ所あることから、これらの事業所との協議により、重症心身障害児を支援する事業所の確保について圏域での確保を含め検討します。

▼本市の目標

項 目	数値	考え方
①児童発達支援事業所の確保 【平成 32 年度末の目標】	1 か所	児童発達支援事業所, 放課後等デイサービス事業所等と協議し, 圏域を含めた確保を検討します。
②放課後等デイサービス事業所の確保 【平成 32 年度末の目標】	1 か所	

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、「平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること」を基本としています。

市では、重度心身障がい児親の会が発足しており、保護者同士の連携が図られているところです。今回のヒアリングでは、医療的ケア児が利用できるサービスが限られており、また情報も少ないとの声が聴かれました。子どもの命と安全にかかわる問題も多く、今後早急な対応が求められているため、本市においては支援の仕組みづくりのために、障がい者支援協議会に専門部会を設置して協議の場とし、支援を進めます。

▼本市の目標

項 目	考え方
関係機関の協議の場の設置 【平成 30 年度末の目標】	障がい者支援協議会に専門部会を設置し、協議の場とします。

2 障がい児支援に係る給付の見込み量と確保方策

▼サービスの内容

区分	サービス名	内容
障がい児通所支援	①児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援を行うものです。
	②放課後等デイサービス	授業の終了後又は夏休み等の学校休業日に，施設に通って生活能力向上のために必要な訓練，その他必要な支援を行うものです。
	③保育所等訪問支援	障がい児が保育所等での集団生活に適応できるよう，保育所等を訪問し，専門的な支援等を行うものです。
	④医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行うものです。
	⑤居宅訪問型児童発達支援（新たなサービス）	障害児通所支援を受けるために，外出することが困難な重度の障がいのある児童に，居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障がい児相談支援	⑥障がい児相談支援	障がい児通所給付サービスを利用する人に対し，障がい児支援利用計画を作成するものです。

▼見込み量

サービス種別		単位	上段：見込み量 下段：実績					
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
障がい児通所支援	①児童発達支援	延利用時間数 (実利用者数)	18	18	18	79	85	91
			(1)	(1)	(1)	(13)	(14)	(15)
	②放課後等デイサービス		23	73	78			
			(4)	(11)	(12)			
	③保育所等訪問支援		161	169	177	715	930	1,145
			(17)	(18)	(19)	(93)	(121)	(149)
	④医療型児童発達支援		244	307	498			
			(32)	(42)	(63)			
	⑤居宅訪問型児童発達支援 (新たなサービス)		0	0	0	0	0	2
			(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
	0	0	0	0	0	2		
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)		
	0	0	0					
	(0)	(0)	(0)					
⑥障がい児相談支援	実利用者数	-	-	-	0	0	6	
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	
		-	-	-				
		(0)	(0)	(0)				
⑥障がい児相談支援	実利用者数	15	17	20	63	75	88	
		27	40	44				

※数値は1か月あたり。H29実績は9月末現在

▼実績評価及び見込み量の算出根拠

実績評価及び見込み量の算出根拠	
①児童発達支援	見込みを大きく超えた利用があり、平成 27 年度以降、利用者は増加傾向にありますが、平成 28 年～29 年度は微増であるため、平成 29 年度実績から 1 名ずつの増加を見込み、一人あたりの利用時間の実績を考慮し算出しました。
②放課後等デイサービス	見込みを大きく超えた利用があり、利用者数は近年非常に大きな伸びとなっています。近隣市町村を含め新規事業所も増加傾向にあることから、今後も大きくニーズがあることが予想されます。平成 27～29 年度の増加状況及び一人あたりの利用時間の実績を考慮し算出しました。
③保育所等訪問支援	これまで利用実績はありませんが、保育所等の訪問支援の体制をつくることで、1 人を見込みました。
④医療型児童発達相談	これまで利用実績はありませんが、事業所の新規確保による 1 人を見込みました。
⑤居宅訪問型児童発達支援（新たなサービス）	居宅訪問支援の体制をつくることで、1 人を見込みました。
⑥障がい児相談支援	平成 27 年度以降、利用者は増加傾向にあります。今後も障害児通所サービスの利用増加に伴って相談支援の利用増加が見込まれることから、平成 27～29 年度の増加状況を考慮し算出しました。

▼見込み量確保のための方策

見込み量確保のための方策
<ul style="list-style-type: none">・障がいのある乳幼児、児童が必要な支援を受けられるよう、関連する事業所、医療機関及び教育・保育関係と連携し、提供体制の確保を図ります。・必要に応じ障がい者支援協議会に専門部会を設置し、提供体制を検討します。

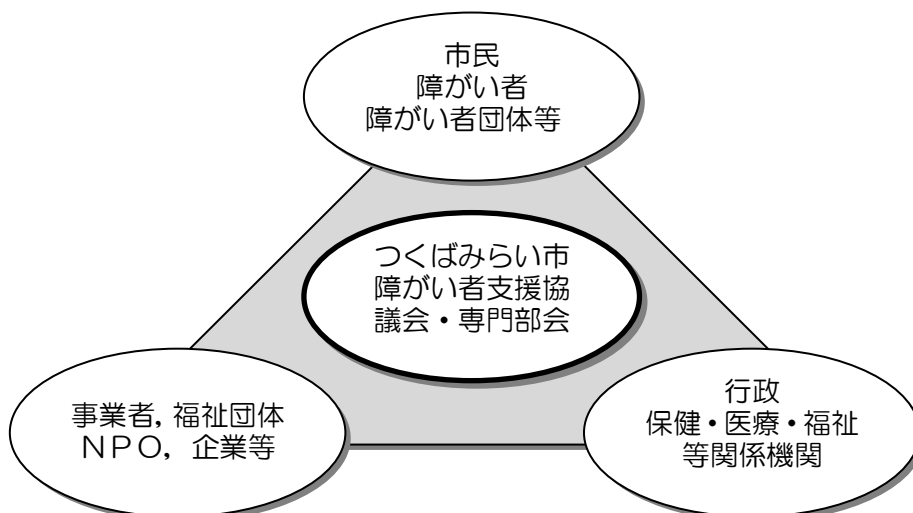
V 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、つくばみらい市障がい者支援協議会を核として、障がいのある人・障がい者団体、市民・市民団体、サービス提供事業者、行政、保健・医療機関等の関係組織が連携して、計画の実施に向けた協議を行い、協働による計画の推進を図ります。

特に、成果目標の達成に向けて、医療的ケア児への対応を含めた（仮称）子ども子育て部会、精神障がい者も含めた地域包括ケアシステムを検討するための（仮称）包括ケア部会等を設置し具体化を図るものとします。

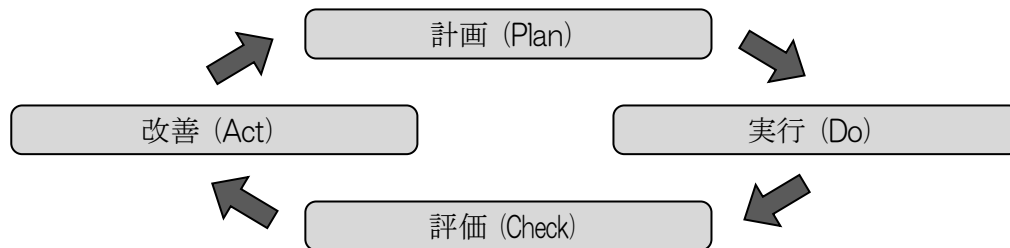
図表 計画推進体制のイメージ



2 計画達成状況の点検・評価

計画達成状況の点検・評価についてはP D C Aサイクルを導入し、成果目標及び活動指標を少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえ、中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとします。

図表 P D C Aサイクルのイメージ



項目	内容
計画 (Plan)	「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービス等の見込量の設定やその他の確保方策等を定める。
実行 (Do)	計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
評価 (Check)	成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。
改善 (Act)	中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認められるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施。

資料編

要綱と名簿

障害福祉サービス事業所一覧 等 掲載予定